

安全・安心な修学旅行実施のためのバス・タクシー増車支援事業 Q & A

| No | 質問 | 回答 | 備考 |
|----|--|---|----|
| 1 | 支援対象となる修学旅行の実施期間はいつになるか。 | 令和3年10月8日から令和4年2月28日までの間に実施される（出発した）修学旅行が対象になります。 | |
| 2 | 実績報告書の提出期限はいつになるか。 | 支援金の支給対象となる修学旅行が終了したときは、実績報告書に要綱が指定する書類を添えて、旅行が終了した日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月11日のいずれか早い日までにOCVBへ提出となります。 | |
| 3 | 本事業の正式公表日（令和3年10月29日）前後に修学旅行を実施した。 密を避ける目的でタクシー増車を行っていたが申請できるか。 | 通常は、旅行出発日から起算して10日前までに申請書を提出、旅行終了日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月11日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。 令和3年10月8日から同年11月30日に実施された修学旅行は、特例として令和3年11月30日から30日以内に申請書及び実績報告書の提出も認められます。 | |
| 4 | 支援金申請額は消費税税抜きか税込みか。 | 消費税及び地方消費税を含めた金額での申請となります。 | |
| 5 | 他の補助金、助成制度との併用は可能なのか。 | 併用先の要件を満たせば可能です。（GOTOキャンペーン含む） | |
| 6 | 支援金の支給決定は、書類提出してから、所要期間どれくらいか。 | 申請書を審査の上、受理通知書を送付しますので、書類到着までお待ちいただきます。口頭でのお知らせはしておりません。 | |
| 7 | 要綱第9条の規定、支援金申請額の変更（軽微な変更を除く。）とあるが「軽微な変更」とはどういったものか。 | 個別事案ごとに判断させていただくことにご留意ください。 | |

安全・安心な修学旅行実施のためのバス・タクシー増車支援事業 Q & A

| No | 質問 | 回答 | 備考 |
|----|--|--|----|
| 8 | 要綱第10条第1項(5)その他、OCVBが必要と認める書類とはどういったものか。 | 申請書や添付書類の提出後、書類を確認した後、必要があれば、OCVBからご連絡します。 | |
| 9 | 貸切バスを増車する場合、1台あたりの乗車人数の基準はあるのか。 | 1クラス1台の貸切利用を基本とし、新型コロナウイルス感染症対策として密を避ける目的で貸切バス増車分の追加経費が支援の対象となります。（支援額：1日1台あたり30,000円） この場合、増車前の貸切バスの乗車率は50%を超えていることが条件となります。 | |
| 10 | 増車後の乗車率は50%以下でなければならないのか。 | 事業の趣旨を鑑み、可能な限り乗車率を減らすことが望ましいですが、修学旅行実施時期によっては、希望する台数の増車が難しいことも考えられますので、増車後の乗車率が50%以上であっても、当初の乗車率より減少していれば、増車分は支援対象となります。 | |
| 11 | 車両の区分変更やバスからタクシーへの変更は対象になるのか。 | 新型コロナウイルス感染症対策として密を避ける目的で「車両の区分変更」（（規模変更）例：中型バスから大型バス、小型タクシーからジャンボタクシーへ変更）や「バスからタクシーへ変更する場合」も対象となります。 ただし、当初の乗車率より減少させる必要があります。 | |
| 12 | 当初、中型バスを利用する計画を大型バスに変更し、増車しない場合は支援対象になるのか。 | 質問No11と同様 | |

安全・安心な修学旅行実施のためのバス・タクシー増車支援事業 Q & A

| No | 質問 | 回答 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|------|--------------|--------|----|----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|-------|-----|--|
| 13 | 貸切りバスの追加台数に上限はあるのか。 | <p>以下の表のとおり、団体人数に応じてバス増車台数の上限を設けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体人数</th> <th>バス増車 上限台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人～40人</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>41人～120人</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>121人～200人</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>201人～280人</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>281人～360人</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>361人～</td> <td>10台</td> </tr> </tbody> </table> | 団体人数 | バス増車 上限台数 | 1人～40人 | 1台 | 41人～120人 | 3台 | 121人～200人 | 5台 | 201人～280人 | 7台 | 281人～360人 | 9台 | 361人～ | 10台 | |
| 団体人数 | バス増車 上限台数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1人～40人 | 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 41人～120人 | 3台 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 121人～200人 | 5台 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 201人～280人 | 7台 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 281人～360人 | 9台 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 361人～ | 10台 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | タクシーの追加台数に上限はあるのか。 | <p>1台あたりの乗車人数は、原則2人以上となります。</p> <p>ただし、増車した結果、乗車人数が1人となるタクシーは1台まで認められます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 沖縄県内旅程中の1日あたりの貸切りバス台数がそれぞれ異なるが、各利用日の増車に係る経費は支援対象になるのか。 | 支援対象となりますので各利用日ごとの支援額を合算してください。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 貸切りバス、タクシーどちらも増車した。合わせて支援金の申請してよいのか。どちらか一方のみの場合。 | 合わせて合算して申請してください。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 東京所在の学校が、学校から羽田空港まで貸切りバスを増車する場合、支援対象になるのか。 | <p>支援対象外となります。</p> <p>沖縄県内旅程中に新型コロナウイルス感染症対策として密を避ける目的で、貸切りバス又はタクシーを増車した場合の追加経費が支援対象となります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

安全・安心な修学旅行実施のためのバス・タクシー増車支援事業 Q & A

| No | 質問 | 回答 | 備考 |
|----|--|---|----|
| 18 | 貸切バスの増車に伴い、バスガイドも増員となった場合、その経費は支援対象になるのか。 | 乗務員の経費は支援対象外となります。高速料金、駐車料金も支援対象外となります。 | |
| 19 | 民泊プログラム利用時、ホテルから受入世帯の家への移動の際、受入世帯の自家用車からジャンボタクシーへ変更した場合は支援対象になるのか。 | 要綱第4条第1項第3号の規定を勘案し、支援対象外となります。 | |
| 20 | 沖縄県内の学校も支援対象になるのか。 | 支援対象外となります。 沖縄県外の学校が実施する、沖縄県内を旅程とする修学旅行が対象となります。 | |